## 令和5年度

# 富山県脱炭素サプライチェーン



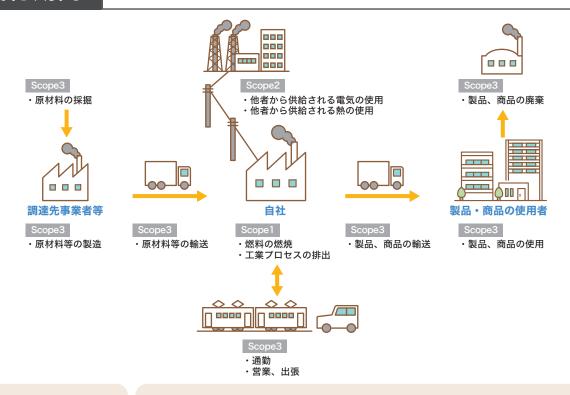
## 構築支援事業費補助金

### ※申請する際は、必ず事務局へ事前相談をお願いします

二酸化炭素排出量の可視化等の脱炭素の取組みは、各企業における中長期的なコスト削減に繋がることに加え、2050年カー ボンニュートラルの実現を目指す本県にとっても重要な課題であることから、電力を多く使用する特別高圧契約により受電 する県内事業者が行う脱炭素サプライチェーン構築に資する取組みに要する経費に対し補助金を交付することで、事業者に よる脱炭素の取組みを県内に波及させる事を目的とします。

## 申請受付期間

令和5年12月22日(金) ▶ 令和6年2月22日(木) 必着



#### 事業実施期間

補助金の交付決定のあった日から 令和6年6月14日(金)まで

#### 補助対象者

県内に本社または事業所を有する企 業であって、県内の事業所において 特別高圧契約で受電する企業(ただ し、官公署、鉄道事業者、医療機関 を除く)であり、パートナーシップ 構築宣言企業、又は登録を誓約する 書類の提出等により登録を確約でき る企業。

事務局

#### 補助対象事業

- 1. 温室効果ガスの算出、計測 (Scope1 ~ 3)
- 2. LCA (Life Cycle Assessment)、CFP (Carbon Footprint of Products) の算出及 び計測
- 3. SBT (Science Based Targets) 認定取得支援
- 4. PDCA サイクルの構築支援
- 5. EMS (Energy Management System) や SCM (Supply Chain Management) シ ステムなど各種システムの導入にかかる専門家の派遣等
- 6. サプライチェーン内での合同研修会
- 7. サプライチェーンの温室効果ガス測定に資するシステムの構築
- 8. その他脱炭素サプライチェーン構築に資すると認められるもの
- ※富山県の他の補助金を活用する事業は対象外とします。

補助率 補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、1事業所につき、1,000万円を上限とします。

## TTEL 076-471-8495

#### 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下の通りです。

